

## 1. これまでの指定箇所数（今回の指定含む）

区市町村	累計区域指定箇所数		図面を閲覧できる 建設事務所等
	警戒区域	うち特別警戒区域	
港区	23	22	建設局河川部
新宿区	20	14	
文京区	15	11	
大田区	18	14	
練馬区	6	4	
世田谷区(※)	100	79	
北区	25	23	
板橋区	54	53	
中野区(※)	21	11	
杉並区(※)	7	6	
荒川区(※)	7	6	
立川市(※)	26	22	
昭島市(※)	37	32	
小平市(※)	1	0	
東村山市(※)	11	5	
国分寺市(※)	16	4	
国立市(※)	11	10	
清瀬市(※)	10	10	
東久留米市(※)	14	8	
西東京市(※)	4	2	
八王子市	3,567	3,174	南多摩西部建設事務所
町田市	1,465	1,364	南多摩東部建設事務所
あきる野市	778	740	西多摩建設事務所
青梅市	1,459	1,385	
福生市	17	14	
羽村市	28	26	
瑞穂町	42	34	
日の出町	669	629	
檜原村	931	0	
奥多摩町	889	0	
大島町	549	512	
利島村	90	76	
新島村	186	167	
三宅島三宅村	314	266	三宅支庁
御蔵島村	93	77	
合計	11,503	8,800	

(※) 今回指定

## 2. 土砂災害防止法とは

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

### 警戒区域では

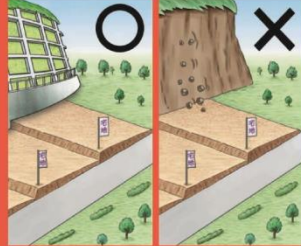


#### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】

### 特別警戒区域ではさらに



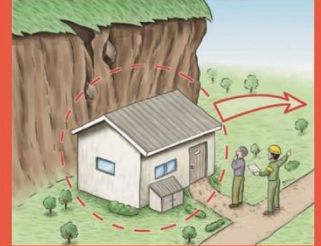
#### 特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



#### 建築物の構造規制

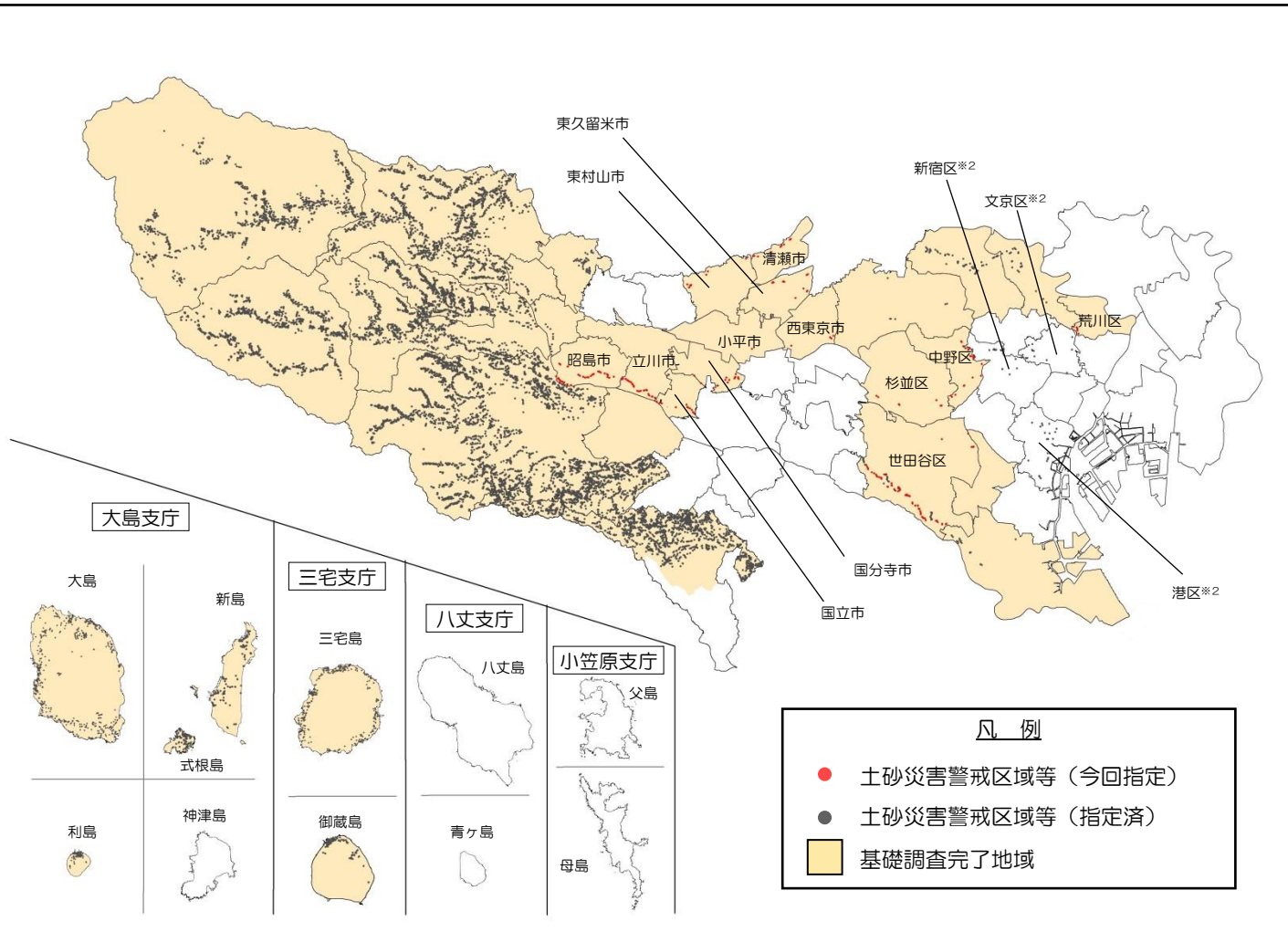
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうかが建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



#### 建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

## 3. 土砂災害警戒区域等今回指定・指定済箇所および基礎調査※1完了地域



※1 基礎調査とは、都道府県が渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査することをいいます。なお、基礎調査完了後にはすみやかに結果を公表し、住民説明会等が終わりましたら、区域の指定を行います。  
 ※2 港区、新宿区、文京区については一部地域のみ基礎調査が完了しています。